

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市下水道条例

昭和41年4月1日条例第10号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公共下水道の構造の基準等（第3条—第5条）
- 第3章 排水設備の設置等（第6条—第11条）
- 第4章 公共下水道の使用（第12条—第21条）
- 第5章 使用料及び手数料（第22条—第30条）
- 第6章 行為の制限（第31条—第34条）
- 第7章 占用（第35条—第37条）
- 第8章 雜則（第38条—第40条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市の公共下水道の管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 公共下水道の構造の基準等

(公共下水道の構造の基準)

第3条 法第7条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第5条の8から第5条の10まで（第5条の9第1号、第4号及び第5号を除く。）に規定する基準
- (2) 排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、規則で定める面積を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (3) 暗渠である構造の部分の始まる箇所、下水の流路の方向若しくは勾配が著しく変化し、又は段差の生ずる箇所、排水管の内径の変化する箇所、排水管の会合する箇所等のうち暗渠の管理上必要な箇所には、マンホールを設けること。
- (4) ます及びマンホールには、規則で定める蓋を設けること。

2 前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(使用者を原因とする公共下水道の工事の費用負担)

第4条 自己の事情により公共下水道のます（以下「公共ます」という。）の新設、移設、取替え等を必要とする公共下水道の使用者（以下「使用者」という。）は、公共ます及びその取付管の新設、移設、取替え等の工事並びに当該工事に伴う公共下水道の改造工事の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する工事のうち、市長が必要と認める工事は、同項の規定にかかわらず、市の負担により、市が行うことができる。

3 使用者の事情により公共ますの撤去が必要となつたと市長が認めるときは、当該使用者は、公共ます及びその取付管の撤去工事並びに当該工事に伴う公共下水道の改造工事の費用を負担しなければならない。

(終末処理場の維持管理の方法)

第5条 法第21条第2項の条例で定める終末処理場の維持管理の方法は、令第13条に定めるとおりとする。

第3章 排水設備の設置等

(排水設備の新設等の計画の確認)

第6条 排水設備（これに接続する除害施設を含む。以下同じ。）の新設、増設又は改造（以下の章において「新設等」という。）をしようとする者は、工事着手前に、その計画が法及び令並びにこの条例の規定に適合することについて市長の確認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽易な工事については、この限りでない。

2 排水設備の新設等の工事完了前に前項の確認を受けた事項を変更しようとする者は、当該変更について市長の確認を受けなければならない。

3 第1項の確認を受けた排水設備の新設等をしようとする者に変更があつた場合において、引き続き当該排水設備の新設等をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の届出をした者は、第1項の確認を受けた者とみなす。

(排水設備の接続方法等)

第7条 排水設備の新設等をする場合の排水設備の接続方法は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 合流式の公共下水道に下水を排除するために設ける排水設備は、公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この項において「公共ます等」という。）に固着させること。

(2) 分流式の公共下水道に下水を排除するために設ける排水設備は、汚水を排除する排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除する排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、市長が定めるところにより、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法によること。

2 排水設備の新設等をする場合の排水管の内径及び排水渠の断面積は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水のみを排除する排水管（第3号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水人口の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。

- ア 150人未満 100ミリメートル以上
- イ 150人以上300人未満 125ミリメートル以上
- ウ 300人以上500人未満 150ミリメートル以上
- エ 500人以上 200ミリメートル以上

(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管（次号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水面積の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。

- ア 200平方メートル未満 100ミリメートル以上
- イ 200平方メートル以上400平方メートル未満 125ミリメートル以上
- ウ 400平方メートル以上600平方メートル未満 150ミリメートル以上
- エ 600平方メートル以上1,500平方メートル未満 200ミリメートル以上
- オ 1,500平方メートル以上 250ミリメートル以上

(3) 1の建築物から排除される汚水又は1の敷地から排除される雨水若しくは雨水を含む下水の一部を排除する排水管その他の市長が前2号の規定による必要がないと認める排水管の内径は、市長が適當と認める長さ以上とすること。

(排水設備の新設等の工事の施行)

第8条 排水設備の新設等の工事の施行は、市長又は排水設備の工事に関し技能を有する者として市長が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、排水設備指定工事店以外の者に排水設備の新設等の工事を施行させることができる。

（排水設備指定工事店の指定基準等）

第9条 排水設備指定工事店は、次に掲げる要件を備えるもののうちから指定する。

（1） 大阪府内に営業所を有すること。

（2） 責任技術者を有すること。

（3） 前2号のほか、市長が必要と認める要件を備えること。

2 責任技術者は、市長が指定する機関の登録を受け、かつ、責任技術者証の交付を受けた者でなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、排水設備指定工事店に関し必要な事項は、市長が定める。

（排水設備の新設等の工事の検査）

第10条 排水設備の新設等をした者は、速やかにその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならぬ。

2 市長は、前項の検査の結果、当該排水設備が法及び令並びにこの条例の規定に適合すると認めるとときは、検査済証を交付するものとする。

（既設の排水設備の認定）

第11条 新たに排水区域となつた区域において公共下水道に下水を排除するために既設の排水設備を使用しようとする者は、市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該排水設備が法及び令並びにこの条例の規定に適合すると認めるとき又は適合しないことについてやむを得ない事情があると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

第4章 公共下水道の使用

（使用開始等の届出）

第12条 公共下水道の使用を開始し、又は廃止しようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを公共下水道に排除して使用する場合は、この限りでない。

2 公共下水道の使用開始後において水洗便所を設置し、又は撤去しようとする使用者は、その旨を市長に届け出なければならない。

第13条及び第14条 削除

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第15条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に掲げる項目について当該各号に定める基準に適合しない下水を公共下水道に排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 次に掲げる項目についてそれぞれ次に定める量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下
- (7) 磷(りん)含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下

2 前項の規定にかかわらず、製造業又はガス供給業に係る特定事業場から排除される下水の次の各号に掲げる項目についての基準は、当該各号に定める基準とする。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム以下
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7以上8.7以下
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム以下
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム以下
- (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム以下
- (6) 磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム以下

3 特定事業場から河川その他の公共の水域（以下「公共用水域」という。）に直接水を排出する場合に当該水に適用される排水基準（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める水質の基準をいう。以下この項及び第17条第4項において同じ。）が前2項に定める基準より緩やかなときは、前2項の規定にかかわらず、当該項目について、排水基準を当該下水を排除する際の基準とする。

4 公共下水道の施設として第1項各号に掲げる項目に係る下水の処理施設が設けられているときは、当該処理施設において処理される下水については、同項及び第2項の規定のうち当該項目に係る部分は、適用しない。

(除害施設の設置)

第16条 使用者は、排除する下水を次条に定める基準に適合させるため必要があるときは、除害施設の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を講じようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(公共下水道に排除することができる下水の水質の基準)

第17条 使用者は、次の各号に掲げる項目について当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を公共下水道に排除してはならない。

(1) 温度 45度以下

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下

(3) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下

(5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 次に掲げる項目についてそれぞれ次に定める量

ア 鉱油類含有量 次に掲げる1日当たりの平均排除汚水量の区分に応じ、それぞれ次に定める量

(ア) 30立方メートル以上1,000立方メートル未満 1リットルにつき5ミリグラム以下

(イ) 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満 1リットルにつき4ミリグラム以下

(ウ) 5,000立方メートル以上 1リットルにつき3ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 次に掲げる1日当たりの平均排除汚水量の区分に応じ、それぞれ次に定める量

(ア) 30立方メートル以上1,000立方メートル未満 1リットルにつき30ミリグラム以下

(イ) 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満 1リットルにつき20ミリグラム以下

(ウ) 5,000立方メートル以上 1リットルにつき10ミリグラム以下

(7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下

(8) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下

(9) 沢(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

(10) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める基準

(11) 色 放流先で支障をきたすような色を帶びていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される下水の次の各号に掲げる項目についての基準は、当該各号に定める基準とする。

- (1) 温度 40度以下
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7以上8.7以下
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム以下
- (7) 磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム以下

3 令第9条の4第1項の規定又は第15条第1項若しくは第2項の規定が適用される下水については、前2項の規定のうち令第9条の4第1項各号に掲げる項目又は第15条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる項目に係る部分は、適用しない。

4 製造業の用に供する施設から公共用水域に直接水を排出する場合に当該水に適用される排水基準が第1項及び第2項に定める基準より緩やかなときは、これらの規定にかかわらず、当該項目について、排水基準を当該下水を排除する際の基準とする。

5 使用者が排除する下水の量が市長が定める量に満たないときは、当該下水については、第1項及び第2項の規定のうち市長が定める項目に係る部分は、適用しない。

6 公共下水道の施設として第1項各号に掲げる項目に係る下水の処理施設が設けられているときは、当該処理施設において処理される下水については、同項及び第2項の規定のうち当該項目に係る部分は、適用しない。

(除害施設管理責任者)

第18条 除害施設の設置者は、市長が定める除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から14日以内に除害施設管理責任者を選任し、かつ、その日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。除害施設管理責任者が欠けた場合又は除害施設管理責任者の変更を命ぜられた場合も、同様とする。

2 除害施設管理責任者は、市長が定める資格を有する者でなければならない。

3 市長は、除害施設管理責任者がその業務を怠つたと認めるときは、除害施設の設置者に対し、除害施設管理責任者を変更することを命ずることができる。

(水質記録測定装置の設置)

第19条 市長は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して公共下水道に排除される汚水の水質測定に関し必要あると認めるときは、使用者に対し適当な場所に水質記録測定装置を設置することを命ずることができる。

(改善命令等)

第20条 市長は、使用者が第17条の規定に違反する下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全するため若しくは公共下水道若しくは流域下水道からの放流水を法第8条（法第25条の30において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、下水の排除を一時停止することを命ずることができる。除害施設管理責任者がその業務を怠つたことにより第17条の規定に違反する下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も、同様とする。

(し尿の排除制限)

第21条 処理区域内においてし尿を排除して公共下水道を使用する者は、水洗便所によつてこれをしなければならない。

第5章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第22条 市長は、公共下水道の使用について使用料を徴収する。

2 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、第12条第1項の届出をした者（以下「使用届出者」という。）が納付しなければならない。

(排除汚水量の認定)

第23条 市長は、2月ごとのその定める日に、水道水の使用水量その他の事実に基づき排除汚水量を認定する。ただし、必要があると認めるときは、その定めるところにより排除汚水量を認定することができる。

2 排除汚水量の認定に当たつては、2月の排除汚水量を2で除して得た汚水量を各月の排除汚水量とみなす。この場合において、2月の排除汚水量に1立方メートル未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該排除汚水量を2で除して得た汚水量に1立方メートル未満の端数があるときは1の月の排除汚水量についてこれを切り捨て、他の月の排除汚水量についてこれを1立方メートルに切り上げるものとする。

3 市長は、排除汚水量を認定するため必要があるときは、使用届出者に対し、資料の提出を求めることができる。

(使用料の額)

第24条 一般汚水（公衆浴場汚水（公衆浴場の用に供した水をいう。以下同じ。）及び前処理を必要とする汚水以外の汚水をいう。以下同じ。）を排除する場合の使用料の額は、基本使用料の額及び超過使用料の額を合計した額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基本使用料の額は、1月につき683円とする。

3 超過使用料の額は、当該月の排除汚水量を次に定める汚水量に区分して計算した額を合計した額とする。

- (1) 10立方メートルまでの汚水量 0円
- (2) 10立方メートルを超える20立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき78円
- (3) 20立方メートルを超える30立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき96円
- (4) 30立方メートルを超える50立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき115円
- (5) 50立方メートルを超える300立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき145円
- (6) 300立方メートルを超える1,000立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき174円
- (7) 1,000立方メートルを超える汚水量 1立方メートルにつき224円

4 公衆浴場汚水を排除する場合の使用料の額は、1立方メートルにつき25円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 前処理を必要とする汚水を排除する場合の使用料の額は、1立方メートルにつき81円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 次の各号に掲げる汚水を排除する場合の使用料の額は、前各項の規定による使用料の額に、1立方メートルにつき当該各号に定める額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、排除する汚水の量が市長が定める量に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラム以上300ミリグラム未満である汚水 7円
- (2) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に300ミリグラム以上である汚水 11円に、生物化学的酸素要求量の300ミリグラム以上の部分につき100ミリグラム増すごとに8円を加算した額

- (3) 浮遊物質量が1リットルにつき250ミリグラム以上350ミリグラム未満である汚水 26円
 - (4) 浮遊物質量が1リットルにつき350ミリグラム以上である汚水 40円に、浮遊物質量の350ミリグラム以上の部分につき100ミリグラム増すごとに29円を加算した額
- (使用日数が15日以下である月の一般汚水に係る使用料の特例)

第25条 前条第2項の規定にかかわらず、一般汚水を排除して公共下水道を使用する日数が15日以下である月の基本使用料の額は、341円とする。

2 前条第3項の規定にかかわらず、前項に規定する月の超過使用料の額は、当該月の排除汚水量を次に定める汚水量に区分して計算した額を合計した額とする。

- (1) 5立方メートルまでの汚水量 0円
- (2) 5立方メートルを超える10立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき78円
- (3) 10立方メートルを超える15立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき96円
- (4) 15立方メートルを超える25立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき115円
- (5) 25立方メートルを超える150立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき145円
- (6) 150立方メートルを超える500立方メートルまでの汚水量 1立方メートルにつき174円
- (7) 500立方メートルを超える汚水量 1立方メートルにつき224円

(使用料の納付)

第26条 使用届出者は、市長が定めるところにより2月分の使用料を隔月に一括して納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、使用届出者が公共下水道の使用を廃止したときその他必要があると認めるときは、その定めるところにより使用料を納付させることができる。

(納付後の使用料の変更)

第27条 使用料の納付後にその額に変更があつたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、還付に代えて、その日後に徴収する使用料に充当することができる。

(臨時使用の場合の使用料の徴収)

第28条 市長は、工事等により臨時に汚水を排除して公共下水道を使用する者から、第26条の規定にかかわらず、公共下水道の使用開始の届出の際、市長が定める使用料の概算額を徴収することができる。

2 市長は、使用料の概算額を徴収した場合において、使用届出者が公共下水道の使用を廃止したときは、速やかに排除汚水量を認定し、徴収すべき使用料の額を確定しなければならない。

3 市長は、徴収した使用料の概算額と徴収すべき使用料の確定額との間に差額があるときは、そ

の差額を還付し、又は追徴する。

(手数料の徴収)

第29条 市長は、次の各号に掲げる事務に係る申請者から、申請の際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 排水設備指定工事店の指定の申請に対する審査 1件につき8,000円
- (2) 排水設備指定工事店の指定の更新の申請に対する審査 1件につき4,000円
- (3) 排水設備指定工事店の指定の変更の申請に対する審査 1件につき3,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料又は手数料の減額又は免除)

第30条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

第6章 行為の制限

(公共下水道の付近地の掘削)

第31条 公共下水道の排水管又は排水渠（以下この条において「管渠」という。）の付近地を掘削しようとする者は、掘削する深さが、管渠の深さより深く、かつ、管渠の中心から掘削する場所までの水平距離に相当する深さ以上となるときは、市長に届け出てその指示を受けなければならぬ。

(公共下水道への物件の接続等の許可)

第32条 法第24条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第33条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、前条の許可（以下「接続等許可」という。）を受けた者が接続等許可に係る物件を設ける目的に付随して当該物件の地上部分に公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴う変更とする。

(土砂等の投入等の禁止)

第34条 何人も、土砂、ごみ、し尿（水洗便所により排除するものを除く。）その他公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。

第7章 占用

(占用の許可)

第35条 物件（排水設備を除く。以下この章において同じ。）を設けて継続して公共下水道の排水施設又はその敷地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 物件の設置について接続等許可を受けたときは、前項の許可（以下「占用許可」という。）を受けたものとみなす。

3 占用許可の期間は、5年以内とする。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(占用料の徴収)

第36条 市長は、占用許可を受けた者から占用料を徴収する。

2 占用料の額及び徴収方法については、吹田市道路占用料徴収条例（昭和28年吹田市条例第213号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは、「公共下水道の排水施設又はその敷地」と読み替えるものとする。

(原状回復)

第37条 占用許可を受けた者は、占用許可の期間が満了したとき若しくは占用を廃止したとき又は占用許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、占用許可に係る物件を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適当であると認め、必要な措置を命じた場合は、この限りでない。

第8章 雜則

(許可の取消し等)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、接続等許可若しくは占用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (2) 接続等許可又は占用許可の条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正の行為により接続等許可又は占用許可を受けた者

2 市長は、公共下水道の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。

3 市は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第6条第1項若しくは第2項、第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項、第16条第1項若しくは第2項、第17条、第18条第1項又は第34条の規定に違反した者
- (2) 第23条第3項の規定に違反して資料を提出しなかつた者
- (3) 第18条第3項、第19条、第20条後段、第31条、第37条ただし書又は第38条第1項若しくは第2項の規定による命令又は指示に従わなかつた者
- (4) 第6条第1項若しくは第2項の確認、接続等許可若しくは占用許可を受けることについて虚偽の申請をし、第16条第2項の届出について虚偽の届出をし、又は第23条第3項の資料に虚偽の記載をして提出した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（省略）

附 則（令和7年3月31日条例第25号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月8日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（以下省略）